

## 佐久穂町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、大学を卒業する学生の佐久穂町への移住及び長野県内就職を支援するため、予算の範囲内で補助金を交付することについて、佐久穂町補助金等交付規則（平成17年佐久穂町規則第38号）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 大学 学校教育法（昭和22年法律第26号）第83条第1項に規定する大学であって、町長が別に定める大学をいう。
- (3) 移住 佐久穂町に転入し、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）の規定に基づき当町の住民基本台帳に記録され、かつ、生活の本拠を当町に置くことをいう。
- (4) 移住学生支援金 長野県就職・移住学生支援事業補助金交付要綱（令和6年3月29日付け5労雇第512号長野県産業労働部長通知）及びこの告示に基づき交付する補助金をいう。
- (5) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）をいう。
- (6) 面接試験 内定した企業の採用面接及び採用試験のことをいう。
- (7) 交通費 公共交通機関の利用に係る経費をいう。

(交付対象者)

**第3条** 移住学生支援金の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表第1の移住に関する区分のいずれにも該当し、かつ、別表第2の就業に関する区分のいずれにも該当する者とする。

(交付対象経費)

**第4条** 移住学生支援金の交付対象となる経費は、交付対象者が卒業見込み年度の6月1日以降に行われる面接試験に要した往復交通費の1回分とする。ただし、面接試験を実施する者から当該面接試験に係る交通費が支給される場合は、当該交通費を除くものとする。

(移住学生支援金の額等)

**第5条** 移住学生支援金の額は、前条に規定する面接試験1回分の経費の2分の1以内とし、8,500円を限度とする。ただし、当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

2 移住学生支援金の交付は、同一年度内において1補助対象者につき1回限りとする。

(交付申請及び実績報告)

**第6条** 移住学生支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、卒業見込み年度の10月1日以降に内定した後に、移住学生支援金交付申請書兼実績報告書（様式第1号。以下「交付申請及び実績報告」という。）に次の書類を添えて町長に提出するものとする。

移住学生支援金に関する個人情報の取扱い（様式第1号の2）

移住学生支援金の交付申請に関する誓約書（様式第1号の3）

内定証明書（様式第2号）

在学証明書等（卒業見込みであることの確認がとれるもの）

面接試験に要した交通費の領収書

移住元の住所が確認できる資料（住民票の写し、申請者名義の賃貸借契約書、公共料金領収書等）

その他町長が必要と認める書類

2 前項の書類の提出期限は、毎年度1月31日とする。

（交付決定及び額の確定等）

**第7条** 町長は、前条の交付申請及び実績報告の提出があったときは、その内容を審査し、移住学生支援金を交付する必要がある者として適当と認められ、かつ、長野県から移住学生支援金の交付決定を受けた場合は、移住学生支援金の交付決定及び額の確定を行い、移住学生支援金交付決定兼確定通知書（様式第3号）により、当該申請者に通知するものとする。

2 町長は、前項の規定による審査の結果、移住学生支援金を交付する必要がある者として不適当と認める場合又は予算上の理由等で当該年度における移住学生支援金の交付ができない場合は、移住学生支援金交付申請却下通知書（様式第4号）により、当該申請者に通知するものとする。

（移住学生支援金の支払）

**第8条** 町長は、前条第1項の規定による移住学生支援金の交付決定及び額の確定の通知を受けた者に対し、移住学生支援金請求書（様式第5号）による請求に基づき、移住学生支援金を支払うものとする。

（報告及び立入調査）

**第9条** 佐久穂町は、移住学生支援金の交付が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、移住学生支援金に関する報告及び立入調査を求めることができる。

（移住学生支援金の返還）

**第10条** 町長は、移住学生支援金の交付を受けた者が次の各号に定める要件に該当する場合には、移住学生支援金の全額又は半額の返還を請求するものとする。ただし、就職先の倒産、災害、病気、その他のやむを得ない事情があるものとして佐久穂町が認めた場合はこの限りではない。

（1）全額返還

ア 虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合

イ 申請日から1年以内に別表第2の就業先に関する要件を満たす内定企業への就業を行わなかった場合

ウ 申請日から1年以内に佐久穂町に転入しなかった場合

エ 就業日から1年以内に別表第2の就業先に関する要件を満たす内定企業を辞した場合（ただし、退職日から3か月以内に別表第2の就業に関する区分のいずれにも該当する職に就いた場合を除く。）

オ 転入日から3年未満に佐久穂町から転出した場合

（2）半額の返還

転入日から3年以上5年以内に佐久穂町から転出した場合

（補則）

**第11条** この告示に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

## 附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和6年度申請分から適用する。

**別表第1（第3条関係）**

| 移住に関する区分  | 要件                                                                                                                                                                                                                      |
|-----------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 移住元に関する要件 | 次の各号のいずれにも該当すること。<br>(1)大学の卒業年度において、東京都内に本部がある東京圏（条件不利地域を除く。）のキャンパスに在学（原則4年以上）し、当該大学を卒業する見込みであること。<br>(2)大学の卒業見込み年度において、東京圏（条件不利地域を除く。）に継続して在住していること。                                                                   |
| 移住先に関する要件 | 卒業後の就職が内定しており、佐久穂町に移住する意思を有していること。                                                                                                                                                                                      |
| その他の要件    | 次の各号のいずれにも該当すること。<br>(1)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。<br>(2)日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。<br>(3)その他長野県又は佐久穂町が移住学生支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。<br>(4)この補助金と趣旨を同じくする国又は地方公共団体の補助金を受給しないこと。 |

**別表第2（第3条関係）**

| 就業に関する区分    | 要件                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|-------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 就業先に関する要件   | 次の各号のいずれにも該当すること。<br>(1)勤務地が長野県内であること。<br>(2)風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。<br>(3)暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人等でないこと。<br>(4)官公庁等（第三セクターのうち、地方公共団体から補助を受けている法人を除く。）ではないこと。<br>(5)就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人等でないこと。<br>(6)その他佐久穂町が移住学生支援金の対象として不適当と認めた就業先でないこと。 |
| 就業条件等に関する要件 | 次の各号のいずれにも該当すること。<br>(1)週20時間以上の無期雇用契約に基づき採用予定であること。<br>(2)佐久穂町外に転居を伴う異動がない社員として採用予定であること。                                                                                                                                                                                                         |

## 様式第1号（第6条関係）

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

### 移住学生支援金交付申請書兼実績報告書

佐久穂町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱第6条第1項に基づき、移住学生支援金の交付を申請します。

#### 1 申請者欄

|         |   |      |       |
|---------|---|------|-------|
| フリガナ    |   | 性別   | 生年月日  |
| 氏名      |   |      | 年 月 日 |
| 住所      | 〒 | 電話番号 |       |
| メールアドレス |   |      |       |
| 在籍大学・学部 |   |      |       |

#### 2 就職活動訪問先

|        |       |  |  |  |
|--------|-------|--|--|--|
| 訪問先    | 企業名   |  |  |  |
|        | 所在地   |  |  |  |
| 面接・試験日 | 年 月 日 |  |  |  |
| 内定日    | 年 月 日 |  |  |  |

#### 3 移動経路（往復）

| 日付 | 交通機関の名称 | 出発地             | 到着地 | 費用 |
|----|---------|-----------------|-----|----|
|    |         | （バス停名・駅名・空港名など） |     |    |
|    |         |                 |     |    |
|    |         |                 |     |    |
|    |         |                 |     |    |
|    |         |                 |     |    |
|    |         |                 |     |    |
|    |         |                 |     |    |
|    |         |                 |     |    |
|    |         |                 |     |    |

4 各種確認事項（該当する欄に○を付けてください。）※

|                                               |  |                   |  |                  |
|-----------------------------------------------|--|-------------------|--|------------------|
| 大学を卒業後に上記内定企業に就職して佐久穂町に移住し、5年以上継続して居住する意思について |  | A. 意思がある          |  | B. 意思がない         |
| 就業先の法人の代表者又は取締役などの管理を担う者との関係                  |  | A. 3親等以内の親族に該当しない |  | B. 3親等以内の親族に該当する |
| 国又は県が行う事業による同趣旨の補助金等の受給の有無                    |  | A. 受給しない          |  | B. 受給する          |

※ 各種確認事項の「B.」に○を付けた場合は、移住学生支援金の支給対象となりません。

5 交付申請額 金 円

※企業から交通費の支給を受けている場合は、往復交通費から支給額を控除した額に1/2を乗じた額を記載してください。（上限8,500円）

6 申請者の口座情報（必ず申請者本人名義の口座であること）

|        |                          |
|--------|--------------------------|
| 金融機関名  | 銀行・信用金庫<br>農協・信用組合<br>支店 |
| 口座種別   | 普通 ・ 当座                  |
| 口座番号   |                          |
| (フリガナ) |                          |
| 口座名義人  |                          |

7 添付書類

- (1) 移住学生支援金に関する個人情報の取扱い（様式第1号の2）
- (2) 移住学生支援金の交付申請に関する誓約書（様式第1号の3）
- (3) 内定証明書（様式第2号）
- (4) 在学証明書等（卒業見込みであることの確認がとれるもの）
- (5) 面接試験に要した交通費の領収書
- (6) 移住元の住所を確認できる資料（住民票の写し、申請者名義の賃貸借契約書、公共料金領収書等）
- (7) その他町長が必要と認める資料

|                    |  |
|--------------------|--|
| 管理コード（長野県及び市町村使用欄） |  |
|--------------------|--|

## 様式第1号の2（第6条関係）

様式第1号の2（第6条関係）

### 移住学生支援金に関する個人情報の取扱い

佐久穂町が、移住学生支援金に係る私の個人情報について、本事業の実施のために住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認すること、及び長野県その他の都道府県において実施する移住学生支援金に係る事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、長野県、他の都道府県若しくは他の市区町村に提供し、又はこれらの機関の確認に供することに同意します。

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

申請者 住所

氏名

## 様式第1号の3（第6条関係）

### 様式第1号の3（第6条関係）

#### 移住学生支援金の交付申請に関する誓約書

移住学生支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

#### 誓約事項

- 1 移住学生支援事業に関する報告及び立入調査について、長野県又は佐久穂町から求められた場合には、それに応じます。
- 2 佐久穂町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱に基づき、次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、それぞれ次に定める額を返還します。
  - （1）虚偽の申請であること、居住や就業の実態がないこと等が明らかとなった場合  
交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
  - （2）申請日から1年以内に別表第2の就業先に関する要件を満たす内定企業への就業を行わなかった場合 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
  - （3）申請日から1年以内に佐久穂町に転入しなかった場合 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
  - （4）就業日から1年以内に別表第2の就業先に関する要件を満たす内定企業を辞めた場合（ただし、退職日から3か月以内に別表第2の就業に関する区分のいずれにも該当する職に就いた場合を除く。） 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
  - （5）転入日から3年未満に佐久穂町から転出した場合 交付を受けた移住学生支援金の全額に相当する額
  - （6）転入日から3年以上5年以内に佐久穂町から転出した場合 交付を受けた移住学生支援金の半額に相当する額

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

申請者 住所  
氏名

様式第2号（第6条関係）  
様式第2号（第6条関係）

内定証明書

（宛先）佐久穂町長  
以下の者の採用を内定したことについて証明いたします。

1 内定者情報

|      |       |
|------|-------|
| フリガナ |       |
| 氏名   |       |
| 生年月日 | 年 月 日 |

2 採用活動情報

|        |                                                                               |
|--------|-------------------------------------------------------------------------------|
| 面接試験日  | 年 月 日                                                                         |
| 実施場所   | 会社住所と同じ ・ それ以外の場所<br>(※それ以外の場所の場合、住所を記載してください)                                |
| 内定日    | 年 月 日                                                                         |
| 交通費支給額 | (※交通費を複数回支給している場合は、総額ではなく上記面接・試験日の1日分について記載してください。支給していない場合は0を記載してください。)<br>円 |

3 就業条件等

|                                              |       |         |  |                        |
|----------------------------------------------|-------|---------|--|------------------------|
| 入社予定日                                        | 年 月 日 |         |  |                        |
| 佐久穂町外への転出が必要な勤務地の変更について<br>(該当する欄に○をつけてください) |       | A. ない   |  | B. ある<br>(補助金支給対象外)    |
| 週20時間以上の無期雇用契約の締結について<br>(該当する欄に○をつけてください)   |       | A. 締結する |  | B. 締結しない<br>(補助金支給対象外) |
| 勤務地に関する<br>特記事項                              |       |         |  |                        |

年 月 日

所在地  
事業者名  
代表者名  
電話番号  
担当者

(以下は、申請者が記載してください。)  
佐久穂町に移住し、上記のとおり就職する意思があるため、上記内定を承諾し、移住学生支援金を申請します。

申請者氏名： \_\_\_\_\_

様式第3号（第7条関係）  
様式第3号（第7条関係）

移住学生支援金交付決定兼確定通知書

第 号  
年 月 日

様

佐久穂町長

年 月 日付で申請のありました移住学生支援金については、佐久穂町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱に基づき、次のとおり支援金の交付を決定し、確定しましたのでお知らせします。

移住学生支援金 \_\_\_\_\_ 円

（備考）

佐久穂町は、佐久穂町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱に基づき、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行うことがあります。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、返還請求を行う場合があります。

**様式第4号（第7条関係）**

様式第4号（第7条関係）

移住学生支援金交付申請却下通知書

第 号  
年 月 日

様

佐久穂町長

年 月 日付で申請のありました移住学生支援金の交付につきましては、下記の理由により却下します。

記

却下理由

※注 却下理由は、佐久穂町就職・移住学生支援事業補助金交付要綱第3条（交付対象者）に定める要件を満たさない場合は当該満たさない要件を、それ以外の場合は却下理由を具体的に記載するものとする。

様式第5号（第8条関係）  
様式第5号（第8条関係）

移住学生支援金請求書

年 月 日

（宛先）佐久穂町長

申請者 住 所

氏 名 ⑩

電話番号

年 月 日付 第 号で交付決定兼確定通知のあった移住学生支援金を下記のとおり請求します。

記

1 確 定 額 \_\_\_\_\_ 円

2 請 求 額 \_\_\_\_\_ 円

3 移住学生支援金の振込先 ※口座名義人は、申請者と同一人としてください。

|                |                    |              |
|----------------|--------------------|--------------|
| 金融機関名<br>及び支店名 | 銀行・信用金庫<br>農協・信用組合 | 支店・支所<br>出張所 |
| 口座種別           | 普 通 ・ 当 座          |              |
| 口座番号           |                    |              |
| フリガナ           |                    |              |
| 口座名義人          |                    |              |